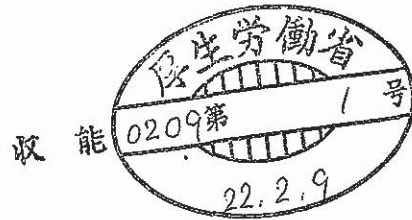
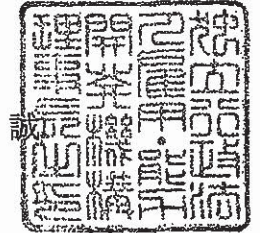


21雇能発第325号
平成22年2月5日



厚生労働大臣
長妻 昭 殿

独立行政法人雇用・能力開発機構
理事長 丸 山



申 請 書

当機構が所有する下記の不動産を譲渡処分いたしたく、独立行政法人通則法第48条第1項の規定に基づく認可について、同項及び独立行政法人雇用・能力開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第16条の規定に基づき、認可申請いたします。

記

- 1 私のしごと館（土地及び建物）：別紙1
- 2 国際能力開発支援センター（土地及び建物）：別紙2

1 処分等に係る財産の内容及び評価額

(1) 財産の内容

- ① 名称 私のしごと館
 ② 土地

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 |
|--------------|-----|----|-----------|
| 相楽郡精華町精華台七丁目 | 5番1 | 宅地 | 36506.52㎡ |
| 木津川市木津川台九丁目 | 6番 | 宅地 | 47074.60㎡ |

③ 建物（構築物含む）

| 所在 | 家屋番号 | 種類 | 構造 | 延床面積 |
|---------------------------------|------|-----|---------------------------|-----------|
| 木津川市木津川台九丁目6番地、相楽郡精華町精華台七丁目5番地1 | 6番 | 研修所 | 鉄筋コンクリート・鉄骨造ステンレス鋼板葺屋根3階建 | 35827.37㎡ |

(2) 評価額

- ① (株)関不動産鑑定事務所 XXXXXXXXXX円
 ② 新都市計画(株) XXXXXXXXXX円
 ③ 二者平均不動産鑑定評価額 XXXXXXXXXX円

2 処分等の方法

一般競争入札により処分する。

3 処分等の条件

開札の結果、最低売却価格以上で、かつ最高金額の入札をした者を落札者とする。

4 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

私のしごと館は、京都、大阪、奈良にまたがる関西文化学術研究都市に立地し、若者を対象に職業体験の機会、職業情報、職業相談等を提供する施設として平成15年に設立されたが、平成20年12月24日の閣議決定「雇用・能力開発機構の廃止について」において、「私のしごと館業務は、遅くとも平成22年8月までに廃止する。」とされた。

その後、厚生労働省において平成22年度予算の縮減等の観点から平成22年3月をもって廃止する方針が示された。

上記のとおり、私のしごと館業務の廃止が既に決定されており、当該業務に供する不動産を処分しても当機構の業務運営上支障がないことから譲渡により処分することとした。

1 処分等に係る財産の内容及び評価額

(1) 財産の内容

① 名称 国際能力開発支援センター

② 土地

| 所在 | 地番 | 地目 | 地積 |
|--------------|-----------------|-----|-------------------------|
| 千葉県美浜区ひび野一丁目 | 1番1、2番1、 2番3 | 雑種地 | 22690.00 m ² |

③ 建物（構築物含む）

| 所在 | 家屋番号 | 種類 | 構造 | 延床面積 |
|--|------|-------------|---|-------------------------|
| 千葉県美浜区 ひび野一丁目 1番地 | 1番 | 事務所 ・寄宿舍 | 鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根 5階建 | 8094.27 m ² |
| 千葉県美浜区 ひび野一丁目2 番地2、1番地 1、2番地1 | 2番2 | 事務所 ・寄宿舍 | 鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄 筋コンクリート造陸屋根地下1階 付20階建 | 31199.25 m ² |

(2) 評価額

- ① 新都市計画(株) XXXXXXXXXX円
- ② (株)大村不動産鑑定事務所 XXXXXXXXXX円
- ③ 二者平均不動産鑑定評価額 XXXXXXXXXX円

2 処分等の方法

一般競争入札により処分する。

3 処分等の条件

開札の結果、最低売却価格以上で、かつ最高金額の入札をした者を落札者とする。

4 機構の業務運営上支障がない旨及びその理由

当該財産は、外国人に対する職業訓練（海外職業訓練）を行う労働者に必要な職業訓練指導能力の開発及び向上を支援するため、昭和59年11月に「海外職業訓練協力センター」として設置し、運営してきたものであり、平成15年度に、国際化に対応した能力開発を行う事業主等への援助を目的とした施設として、名称を「国際能力開発支援センター」と改めた。

当機構については、「雇用・能力開発機構の廃止について」（平成20年12月24日閣議決定）において、法人として廃止され、職業能力開発業務は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に移管するとされたほか、業務及び施設について、真に必要な

かどうか精査した上で、不要なものについては廃止する等、スリム化を図るとされ、法改正を待つまでもなく実施可能な事項については、速やかに実行に着手することとするとされたところである。

その後、厚生労働省において、組織面においては職業能力開発促進センター等必要最小限のものに限定し、それ以外の施設については廃止又は地方移管する旨の方針が示されたところであり、国際能力開発支援センターについては、平成22年中に廃止とされたところである。

上記のとおり、国際能力開発支援センターの廃止が既に決定されており、当該業務に供する不動産を処分しても当機構の業務運営上支障がないことから譲渡により処分することとした。